

(資料2)

林地台帳の整備

※本資料は、現時点での検討状況を基に作成したものであり、
今後、事務レベルの検討会等を経て成案を得ることとしてい
ます。

平成28年5月

林野庁計画課

目 次

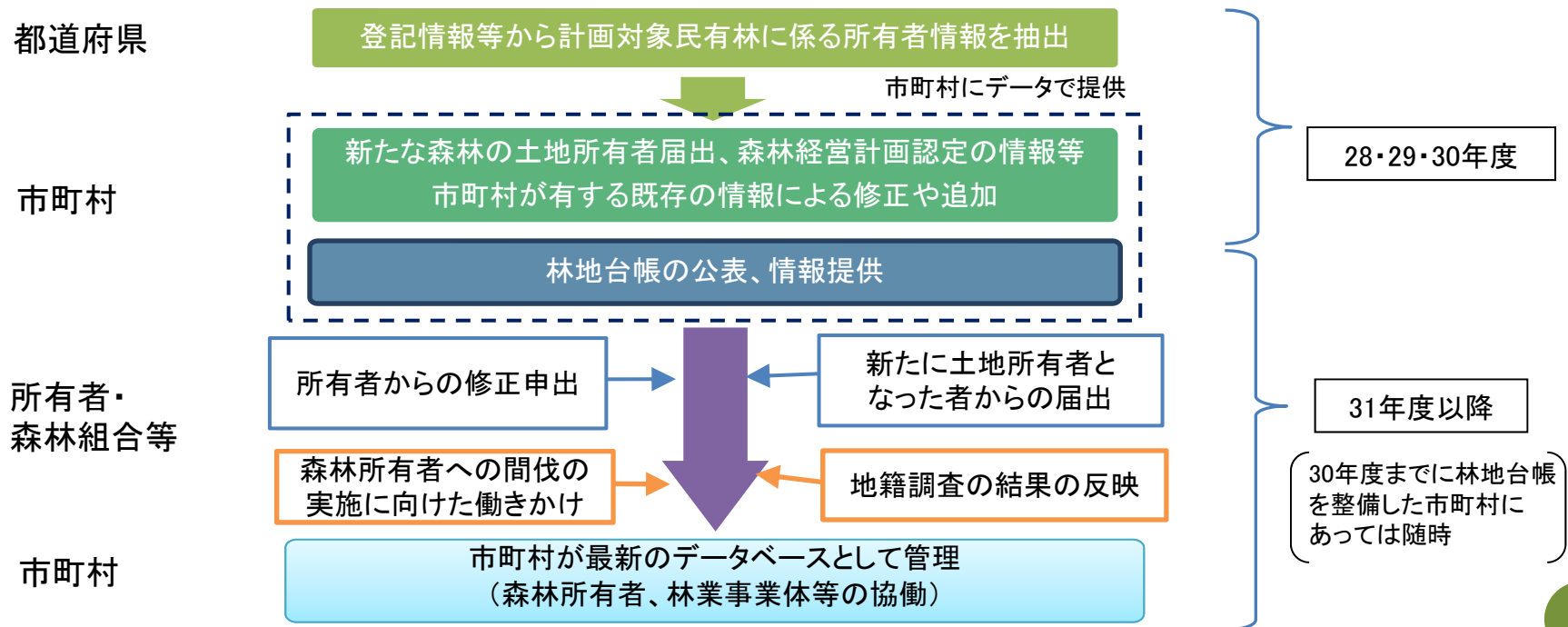
1 林地台帳の整備

1－1 林地台帳の作成及び管理の流れ・役割分担		1
1－2 林地台帳の作成方法		2
1－3 5条森林にかかる地番、登記情報の 抽出方法		3
1－4 林地台帳に付帯する森林の土地の地図の 作成方法		6
1－5 林地台帳の整備の検討		7

1. 林地台帳の整備

1-1 林地台帳作成及び管理の流れ・役割分担

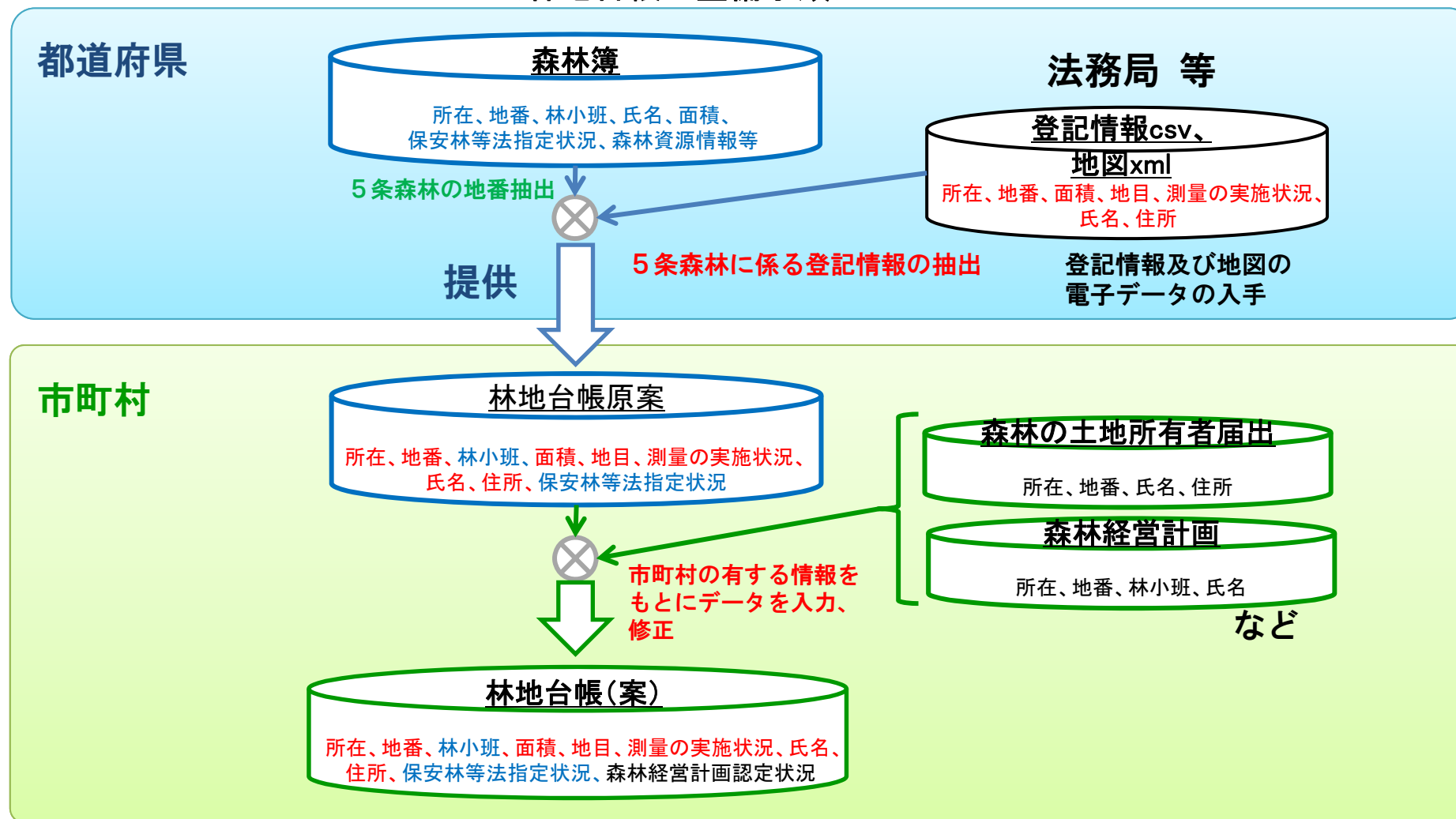
- 林地台帳は、地域森林計画対象森林について都道府県が作成している**森林簿や森林計画図と、登記情報等**を用いて作成する必要。整備にあたっては、**都道府県の支援の下、市町村が作成**することを想定。
- 具体的な整備の流れは、
 - ① **都道府県が、登記情報等**から計画対象民有林に係る所有者情報の抽出や地図の作成を行い、**順次、市町村に林地台帳のベースとなるデータを提供**。
 - ② **市町村は**、都道府県から提供を受けたデータベースについて、森林の土地所有者届出や森林経営計画認定の情報等の**市町村が有する既存の情報**を活用して**修正や追加**を行い、林地台帳を作成。
 - ③ 整備後は、林地台帳の情報の一部を公表するとともに、所有者や林業事業体等へ情報提供。
 - ④ 林地台帳の公表後は、森林の土地所有者届出や所有者からの修正申し出等により、徐々に精度を向上。



1-2 林地台帳の作成方法

○ 林地台帳の作成は、都道府県の協力のもと、下記の手順を標準として実施。

＜林地台帳の整備手順＞

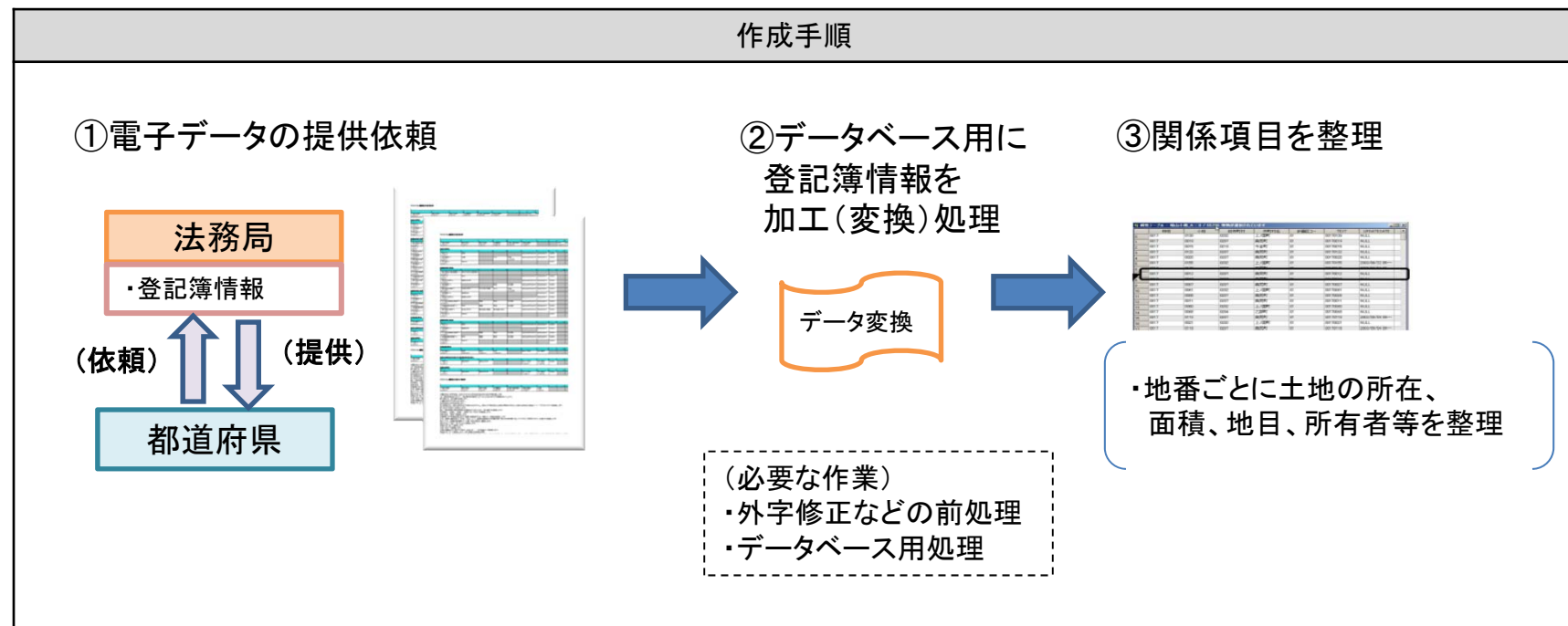


1-3 5条森林にかかる地番、登記情報の抽出方法①

- 各都道府県によって、森林簿に掲載の地番情報等に大きな違いがあるため、以下を基本的な考え方として整備。
- 森林簿に登記情報と整合した地番などの情報がある場合は、5条森林に係る地番と林小班の関係を整理。
地番がない場合、代表地番のみの場合、定期的な更新がされていない場合などは、登記簿等を用いて整理。

(5条森林に係る登記情報の抽出)

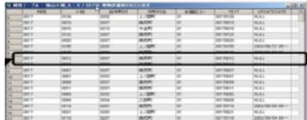
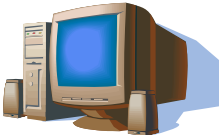
- ・法務局からデータ提供を受け、加工処理を実施



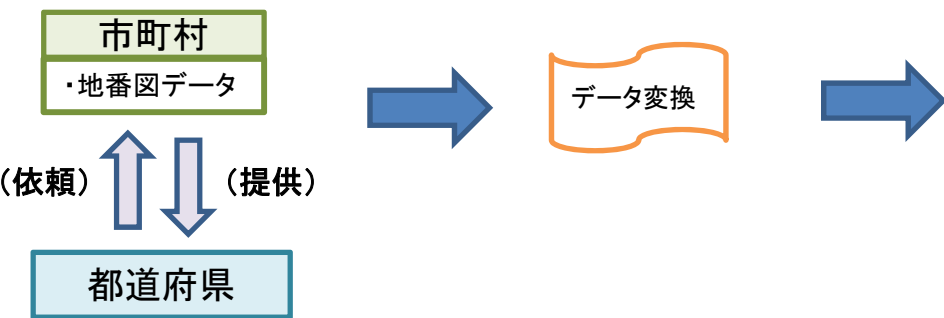
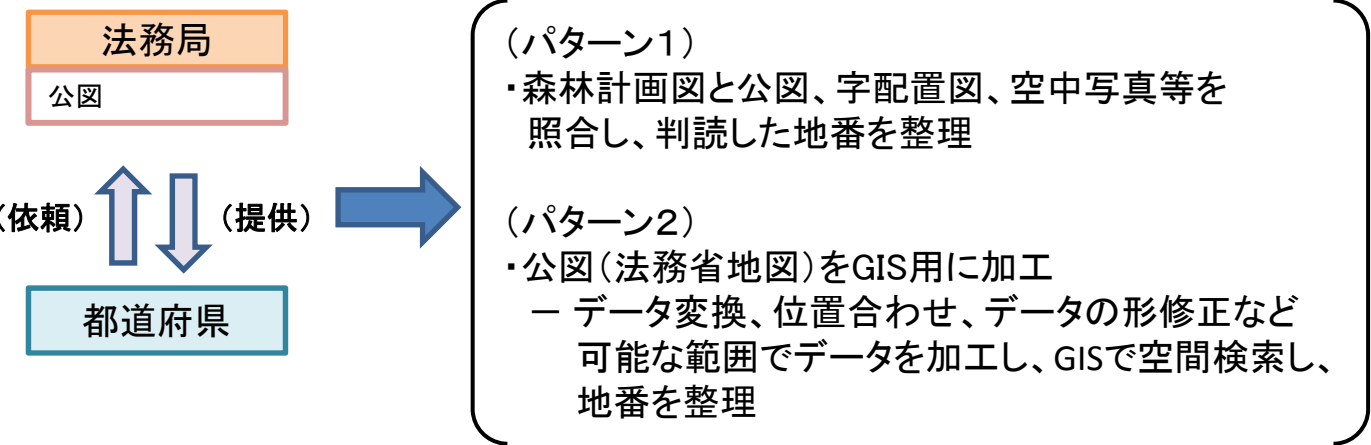
1-3 5条森林にかかる地番、登記情報の抽出方法②

(5条森林の地番抽出)

森林簿の情報の状況等に応じて、作業を進める。

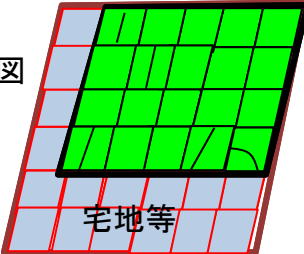
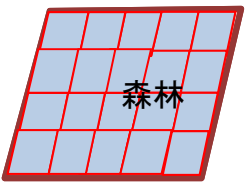
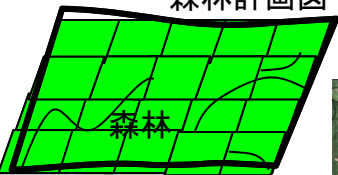
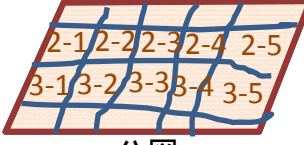
区 分	作成手順
1. 森林簿の地番が活用できる場合	①森林簿データの地番の確認 都道府県 森林簿 (地番が森林簿に記載) ➡ ②関係項目を整理 
2. 森林簿の地番が活用できない場合 (1)地籍調査が実施されている森林	①電子データの提供依頼 法務局 ・地図 市町村 ・地籍図 (いずれかのデータを使用) (依頼) ↑ ↓ (提供) 都道府県 ➡ ②GIS用にデータ加工 データ変換 ・ファイル形式変換 ➡ ③GISの空間検索を使用し、森林計画図と重ね合わせて特定  地番を抽出 (図面作成と同時並行)

1-3 5条森林にかかる地番、登記情報の抽出方法③

区 分	作成手順
2. 森林簿の地番が活用ができない場合 (2) 地籍調査が実施されていない森林 (i) 市町村から地番図の提供を受ける場合	①電子データの提供依頼 ②GIS用にデータ加工 ③GISの空間検索を使用し、森林計画図と重ね合わせて特定  <pre> graph LR A[市町村 ・地番図データ] <--> "(依頼)" B[都道府県] B <--> "(提供)" A A --> C[データ変換] C --> D[③GISの空間検索を使用し、森林計画図と重ね合わせて特定] </pre>
2. 森林簿の地番が活用ができない場合 (2) 地籍調査が実施されていない森林 (ii) 法務局から公図の提供を受ける場合	①電子データの提供依頼 ②地番の整理  <pre> graph LR A[法務局 公図] <--> "(依頼)" B[都道府県] B <--> "(提供)" A A --> C["(パターン1) ・森林計画図と公図、字配置図、空中写真等を照合し、判読した地番を整理"] A --> D["(パターン2) ・公図(法務省地図)をGIS用に加工 ー データ変換、位置合わせ、データの形修正など 可能な範囲でデータを加工し、GISで空間検索し、地番を整理"] </pre>

1-4 林地台帳に付帯する森林の土地の地図の作成方法

- 地図は、**地籍図と森林計画図**(都道府県が森林計画作成のために整備している地図)の活用が可能。
- 都道府県や市町村によって、地籍図の活用の可否や、森林簿の地番情報等に大きな違いがあるため、以下を基本的な考え方として整備。
- **地籍図が活用できる場合**は、地籍図から森林区域を切り取り地図として作成し、**地籍図が活用できない場合**は、森林計画図に地番情報を加えた地図を作成し、林地台帳と対応。

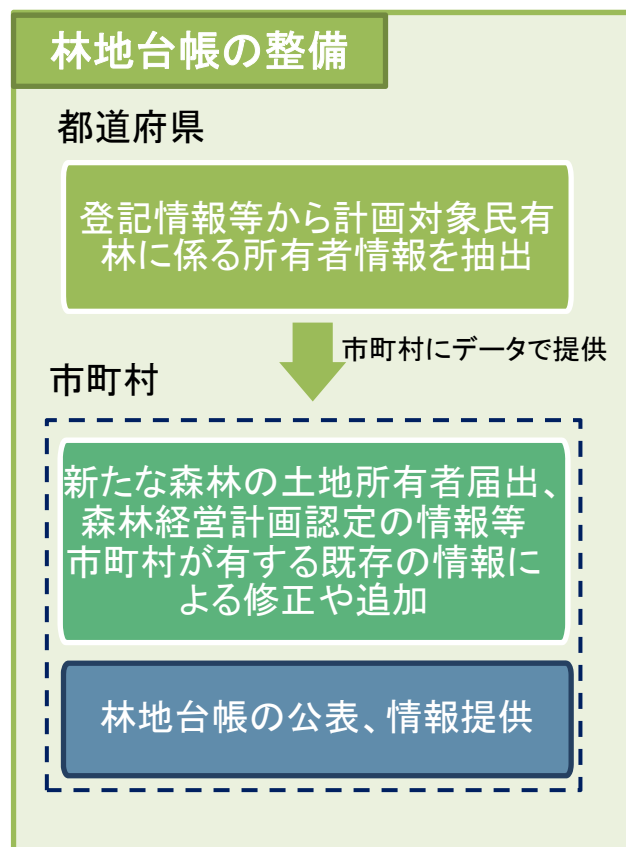
区 分	作成手順
地籍図でおおむねカバーできる場合	・地籍図と森林計画図を重ね合わせ、地籍図から森林計画区域と重なる部分を切り取って地図を作成 地籍図  森林計画図 宅地等 ※宅地等の部分は削除 → 森林GISで処理 (重複箇所の切り取り) 森林  林地台帳の地図 ※登記所から入手した地籍図(地図情報)を、森林GISで処理可能な形式に変換して活用
地籍図のカバー率が低く地籍図の活用ができない場合	森林簿に地番情報を含む場合 ・森林簿情報をもとに、森林計画図の小班に地番情報を付与 森林簿に地番情報を含まない場合 ・公図、空中写真などを活用し、森林計画図の小班に地番情報を付与 森林計画図  森林 → 空中写真  公図  林地台帳の地図

1-5 林地台帳の整備の検討

○林地台帳の整備は、

○都道府県が作成している**森林簿**や**森林計画図**と、**登記情報等**を用いて**作成**する必要。

○整備にあたっては、**都道府県の支援の下、市町村が作成**することを想定。



検討

○林地台帳の整備(案)検討の視点

○登記簿情報の取得整備

・既存取得情報の有無

・登記簿取得をどう効率的に進めるか？

○地番の抽出

・森林簿にある地番の活用
・地籍調査の実施状況

・森林簿上の地番は情報が更新されているか？

・地籍の終了していない箇所
所で整備をどう進めるか

○地図情報の整備

・森林GISの導入状況

・GIS機能は活用できるか？

必要最小限の図面としてどのようなものが整備できるか？

○市町村の有する情報の反映

・通常の業務の状況等

・台帳情報の効率的な入手が実施できるか？